

# 破産法

## 第1章 一般条項

### 第1条

本法は、カンボジア王国における破産に適用される規則、条件、手続及び手順を定めるという目的を有する。

### 第2条

本法は、債務者の財産からの債権者の債権への、共同で秩序ある公正な弁済を行い、また、適切であると関係当事者がみなす場合には、債務者の事業の再生を行うという目的を有する。

### 第3条

本法は、カンボジア王国において資産を所有するすべての実業家及び法人に適用される。

### 第4条

本法において使用される専門用語は、以下の意味を有するものとする。

- (1) 「倒産」とは、実業家及び法人が負債を返済できず、支払不能であると裁判所によって宣告された状況を指す。
- (2) 「債権」とは、倒産処理手続の開始前に生じた、債務者又は債務者の資産から弁済を受ける権利を意味し、明示的に「管財費用債権」に分類されていない限り、その債権が条件付きか不確定かにかかわらない。
- (3) 「会社」とは、営利事業法に基づき設立された、非公開有限会社及び公開有限会社を指す。
- (4) 「手続の費用」及び「再開手続の費用」とは、裁判所の手数料及び費用、並びに管財人の報酬、手数料及び経費を意味する。
- (5) 「裁判所」とは、カンボジア王国法に基づき、本法に基づき開始される倒産処理手続に対して裁判権を有する裁判所を意味する。
- (6) 「パートナーシップ」とは、営利事業法に基づき設立された、ジェネラル・パートナーシップ又はリミテッド・パートナーシップを意味する。
- (7) 「関係者」とは、下記の意味を有するものとする。
  - (a) 債務者が自然人ではない場合、その債務者の株主、取締役、パートナー又は経営者

- (b) 債務者が自然人ではない場合，その債務者の配偶者，又はその債務者の株主，取締役，パートナー若しくは経営者の配偶者
  - (c) 債務者，又は第(a)号及び第(b)号に記されている人の直系尊属又は子孫
  - (d) 第(c)号に記されている人の配偶者
  - (e) 債務者，又は第(a)号から第(d)号までに記されている人の子，又は子の配偶者
  - (f) 株式の 5%超を保有する，又は取締役若しくは経営者である第(a)号から第(e)号までに記されている人
  - (g) 第(a)号から第(e)号までに記されている人がパートナー又は経営者であるパートナーシップ
  - (h) 第(a)号から第(e)号までに記されている人が資本の 5%超を保有している，又は取締役，経営者若しくはパートナーである外国の法律に基づき設立された法人
  - (i) 債務者が自然人である場合，債務者の家庭に居住している人
  - (j) 債務者との職業上又は商売上の関係が理由で，債務者の財務又は商務に関する秘密情報にアクセスできる自然人又は法人
  - (k) 債務者に対する債権が，その債務者に対するすべての債権者の債権総額の 5%を超える債権者
- (8) 「債権者」とは，債務者又は債務者の資産に対する債権を所有する自然人又は法人を意味する。
- (9) 「有担保債権者」とは，債務者の資産に対して，被担保債務を伴う債権を所有する債権者を意味する。かかる債権者は，他の債権者に先んじて支払いを受ける優先権を有する。
- (10) 「債務者」は，支払不能となった自然人又は法人を意味する。
- (11) 「支払いの決済」は，債権者がたまたま債務者になった場合に，両当事者がそれぞれの借入債務を清算できることを意味する。
- (12) 「債権者委員会」は，すべての債権者の権利を代表するという役割を果たすために，すべての債権者の中で債権者が指名した委員会を意味する。

## 第 5 条

- (1) 抗告は，裁判所の裁定の執行の一時停止としては作用しない。
- (2) 本法が特別の規定を含んでいない限り，民事訴訟法の規定が準用されるものとする。

## 第 2 章

### 倒産処理手続の開始 - 対象，根拠及び申立て

## 第 6 条

- (1) 本法に基づく倒産処理手続は、下記の債務者に対して開始することができる。
  - (a) カンボジア王国の法律に基づき設立されたパートナーシップ又は法人
  - (b) カンボジア王国内に居住している、又は資産を所有している自然人
  - (c) カンボジア王国内に位置する資産を所有している、外国の法律に基づき設立されたパートナーシップ又は法人
  - (d) カンボジア王国外に居住しているが、カンボジア王国内に位置する資産を所有している自然人
- (2) 本法に基づき、本条第(1)項第(c)号から第(1)項第(d)号に記されている人又はパートナーシップに対して開始される倒産処理手続は、カンボジア王国内に位置し、カンボジア王国内にその登録住所を有する人又はパートナーシップの資産に対してのみ適用されるものとする。下記のもの、カンボジア王国内に位置する資産とみなされるものとする。
  - (a) カンボジア王国の領域内に位置する有形資産
  - (b) それに対する所有権又は権利がカンボジア王国政府の権限下の公簿に登録されている資産
- (3) 銀行金融機関法、保険法、及び民間債券法の対象事業者である債務者又は債権者に対しては、これらの法律において定められていない限り、本法に基づく倒産処理手続は開始されない。

## 第7条

- (1) 債務者又は債権者による申立ての場合、債務者が、第36条第(3)項から第36条第(9)項において言及されている種類の債権を生じる義務を除き、合計5,000,000 リエル超の金額を支払うという、1つ又は複数の期限が来た有効な義務を果たせないことが、その債務者に関して倒産処理手続を開始する根拠となるものとする。
- (2) 司法大臣は、第(1)項に記されている、倒産処理手続を開始するのに必要な債務限度額を変更することができる。

## 第8条

- (1) 倒産処理手続開始の申立ては、債務者、債権者、会社の長、又は検察官が提出することができる。
- (2) 倒産処理手続開始の申立ては、書面でなされ、申請者によって署名されるものとする。申請は、下記の情報を含むものとする。
  - (a) 債務者の名前と住所
  - (b) 申立人の名前と住所
  - (c) 第7条に基づくその申立ての根拠
  - (d) 申立ての根拠の存在を示す状況の説明

- (e) 申立てを立証しうる文書の添付を含む，申立ての基礎となる証拠
  - (f) 債務者による申立ての場合，債権者の名前，住所，及びそれぞれの債権の金額を記した，その債務者のすべての知られている債権者のリスト
- (3) 申立ての審査，裁判所費用の支払い，保証付き申立て，民事訴訟法の規定を遵守するものとする。

## 第9条

- (1) 第7条において言及された，期限が来た有効な支払義務を果たすことを停止した債務者は，かかる停止から30日以内に，自身に対する倒産処理手続の開始を申し立てるものとする。
- (2) 債務者が自然人である場合，申立てが第(1)項に従って提出されることを保証するのは，自身の義務であるものとする。債務者がパートナーシップ又は会社である場合，申立てが第(1)項に従って提出されることを保証するのは，(場合に応じて)個々の取締役，パートナー又は経営者の義務であるものとする。
- (3) 第(2)項の義務の不履行において故意又は重大な過失があった人は，かかる不履行から直接生じる損害に関して，その債務者の債権者に対して個人として責任を負うものとする。第(2)項に基づく義務が複数の人に課される場合，故意又は重大な過失があったすべての人は，その義務を遵守しなかったことから直接生じる損害に関して，連帯責任を負うものとする。債務者に対して倒産処理手続が開始された場合，かかる損害は財団に含まれ，管財人は，その回収において，債権者のために行動するものとする。

## 第10条

債権者による申立て，又は会社の長若しくは検察官による申立ては，申立てが裁判所に提出されてから7日以内に債務者に送達されるものとする。

## 第11条

- (1) 申立ての提出時から，裁判所が，倒産処理手続を開始するか否かの判断を示すまでの間に，裁判所は，債務者，債権者，会社の長又は検察官の書面による申請に応じて，管財人を指名する裁定を下すものとする。
- (2) 管財人は債権者の権益を保護するために，すべての必要な，又は適切な措置を講じるものとする。特に管財人は，必要ならば，裁判所が自発的にそのように裁定しない限り，債務者又は財団の資産に対して，有担保又は無担保の債権者による資産の凍結又は行動停止として作用する差止命令を裁判所に求めることができる。
- (3) 第(1)項及び第(2)項に基づきなされる裁判所の裁定は，利害関係者に通知され，日刊紙において公表されるものとする。

### 第3章 倒産処理手続開始を求める申立てに関する決定

#### 第12条

- (1) 債務者による申立ては、提出後、裁判所によって可及的速やかに、いかなる場合でもその申立てが提出されてから15日以内に審理されるものとする。
- (2) 債権者、会社の長又は検察官による申立ては、その申立てが債務者に送達されてから30日以内に裁判所によって審理されるものとする。
- (3) 債務者、債権者、会社の長及び検察官は、審理に参加する資格を有するものとする。

#### 第13条

- (1) 申立ての審理後、申立てが基づく根拠について裁判所が納得した場合、裁判所は、書面により、下記の事項に関して裁定を下すものとする。
  - (a) 債務者に対する倒産処理手続の開始
  - (b) 本法第11条に基づく管財人の指名
  - (c) 初回の債権者会議の日程の告知。それは倒産処理手続の開始から30日以内、60日以内であるものとする。
  - (d) 債権の証明の提出期限の指定。それは初回の債権者会議の日の7日以前とする。
- (2) 初回の債権者会議の日の決定において、裁判所は、債務者が和解計画案を提出したか否かを考慮するものとする。債務者は、その案が債権者の支持を得ているか否かを表明する。
- (3) 申立ての審理後、裁判所が、申立ての根拠は存在していない、又は債務者による、若しくは債務者と協力した債権者による申立ての場合に、債務者による義務の不履行は根拠がない、又は悪意でなされたと確信した場合、裁判所は、書面により、申立てを棄却する裁定を下すものとする。
- (4) 倒産処理手続を開始する、又は申立てを棄却するという裁判所の裁定は、申立ての審理から14日以内に下されるものとする。
- (5) 債務者又は債権者は、裁定が下されてから7日以内に、裁判所の裁定を抗告することができる。

#### 第14条

- (1) 裁判所は、倒産処理手続を開始するという裁定を下したとき、又はその後のいかなる時点でも、債務者の事業の再生は実現性がなく、和解計画が承認される可能性はありそうもないという根拠で、債務者の事業の清算は直ちに開始されると裁定することができる。

- (2) 裁判所は、職権で、又は債務者、管財人、債権者、会社の長又は検察官の申請に応じて、第(a)号に基づく裁定を下すことができる。

## 第 15 条

倒産処理手続は、倒産処理手続を開始すると裁判所が裁定した日に開始されたとみなされるものとする。

## 第 16 条

- (1) 債務者の資産が、手続の費用を賄うのに不十分である可能性が大きい場合、かかる費用を賄うのに十分な金額が関係者によって前払いされない限り、倒産処理手続は開始されず、申立ては棄却されるものとする。
- (2) 第(1)項に基づき前払いをした人は、申立てが提出されたときに債務者に対して倒産処理手続の開始を申し立てる責務を履行しなかった人に、その金額が前払いされてから 5 年以内に、その前払い金の弁済を請求することができる。かかる人が自身の責務を履行したか否かに関して紛争がある場合、かかる人は、自身が自身の責務を履行しなかったのではないことを立証する責任を負うものとする。

## 第 17 条

- (1) 根拠の欠如により申立てを棄却したとき、裁判所は、申立人に対して、場合に応じて債務者又は債権者のために、申立てへの対応においてその当事者が負ったすべての合理的な訴訟費用を弁済することを要求する裁定も下す。
- (2) 申立てが根拠なく、悪意をもって、又は債務者若しくは債権者に不当な危害を与える意図でなされたとき裁判所が認定した場合、裁判所は、さらに、申立人はかかる当事者に対して、申立ての結果としてその当事者が負ったすべての損害の責任を負うと裁定することができる。

## 第 18 条

- (1) 倒産処理手続を開始するという裁判所の裁定は、日刊紙に公表され、直ちに、申請をした事務所及び担保権を管理する公共登録所にも通知されるものとする。
- (2) 倒産処理手続開始から 7 日以内に、カンボジア王国の主要な新聞 2 紙以上に広告を掲載することを含め、管財人は、下記の内容を告知する通知を公表するものとする。
  - (a) 当該債務者に対して倒産処理手続が開始されたこと
  - (b) 債権届出書の提出期限、及びすべての債権届出書を送付すべき住所
  - (c) 初回の債権者会議の日時及び場所

- (3) 管財人が、第 29 条に基づき提出される債務者届出書を受理してから 7 日以内に、管財人は、第(2)項第(a)号から第(2)項第(c)号に記されている事項を、債務者届出書に記載されているすべての債権者に書面で通知するものとする。

**第 4 章**  
**倒産処理手続開始の効果**  
**第 1 節**  
**一般的効果**

**第 19 条**

- (1) 裁判所が倒産処理手続を開始すると裁定し、その手続が終了するまでは、債務者又は財団の資産に対する債権者による行為、又は債権者のための措置、手続、執行、又は何らかの種類のその他の行為は、開始されず、継続もされないものとする。
- (2) 管財人は、財団の最善の利益である場合には、有担保債権者に書面で、その抵当物件を処分し、担保資産（見返り物件）を取り戻し、売却し、又はその他の形で自身の担保権を利用し、個別の行為によって自身への支払いを行うことを認めることができる。
- (3) ジェネラル・パートナーシップである債務者に対して開始された倒産処理手続の場合、第(1)項における措置の停止は、債務者の負債及びパートナーの資産に対する措置、手続又は執行にも適用されるものとする。  
リミテッド・パートナーシップである債務者に対して開始された倒産処理手続の場合、第(1)項における措置の停止は、債務者の負債及びジェネラル・パートナーの資産に対する措置、手続又は執行にも適用されるものとする。  
かかる倒産処理手続中、管財人のみが、債務者の負債に対するパートナーの個人的責任を請求することができる。
- (4) 第(1)項に基づく措置の停止は、管財人の報酬、手数料及び経費に係る管財費用債権、並びに管財人が負ったその他の管財費用債権には適用されないものとする。

**第 20 条**

- (1) 倒産処理手続の開始が財団の設立となるものとする。
- (2) 財団は、倒産処理手続の開始日又はその日以降に債務者が所有権を有する、又は債務者がその他の形で権利を有するすべての資産、権利及びあらゆる種類の債権からなるものとする。
- (3) 債務者が自然人である場合、下記のものは、財団には含まれないものとする。

- (a) 債務者の主たる居住場所であり，その市価が 20,000,000 リエルを超えないもの
- (b) 民事訴訟法の下で，債務者に対する執行から除外されるその他の資産，権利又は債権

## 第 21 条

債務者のすべての資産に対する管理及び権限は，管財人に帰するものとする。

## 第 22 条

債務者は，管財人と全面的に協力し，管財人に，債務者の事業に関係するすべての必要な情報を提供するものとする。

## 第 23 条

- (1) 管財人は，自身の責務の履行のため，以下のことを行う権限を有するものとする。
  - (a) 倒産処理手続のために債務者を代表し債務者の事業を管理する。
  - (b) 債務者の郵便を受け取り，債務者に宛てられた電子的通信を受け取る。明らかに個人的な性質を有する郵便及び通信は除く。
  - (c) 債務者の事業を遂行する。ただし，倒産処理手続の目的を達成するのに必要な範囲に限る。
  - (d) 債務者の帳簿及び記録を含む，財団のすべての資産を受け取る。
  - (e) 債務者の発行済み株式資本，及びパートナーによる債務者への拠出金に関する未払いの金額を回収し財団に含める。
  - (f) 財団の資産を使用し処理する。担保権，負担及び留置権なしでかかる資産を売却することを含む。
  - (g) 債務者が当事者である司法手続において債務者を代表する。
  - (h) 債権のリストを作成する。
  - (i) 債権者が，その債権に対して保有する担保権の対象である資産を売却し，その売却の収益金を債権者の債権の弁済に充てることを認める。
  - (j) 財団にとって重荷である資産を別個に維持する。
  - (k) 債務者の事業に関係する疑問について人を審問するため，裁判所に申請をする。
  - (l) 裁判所への申請を含め，本法又は他の法律に従って，債務者が当事者である取引，契約，合意又は移転を終了し，解除し又は回避する。
  - (m) 本法に定められるとおりに，債権者会議を招集し計画する。
  - (n) 適切である場合，和解計画を作成し提案する。
  - (o) 責務の履行の補佐として，代理人及び専門家のサービスを利用する。



- (p) 自身の責務の履行に必要な、倒産処理手続の目的に合致した、その他のすべてのことを行う。
- (2) 司法大臣は、管財人の権限に関する第(1)項の規定を補足するための規則を発することがある。

#### 第 24 条

- (1) 初回の債権者会議までの期間中、管財人は、下記の事項を行うものとする。
  - (a) 実行可能であり、明らかに非経済的ではないと思われるときは、常に、債務者の事業を継続する。
  - (b) 債務者の財務状況及び経済状況、並びにその再生の展望を調査し、第 52 条において言及されている管財人報告書を作成する。
- (2) 管財人は、自身の任務の遂行において、状況が許す限り、債務者の経験、情報及び管理能力を可能な限り最大限に利用するものとする。

#### 第 25 条

- (1) 管財人は、下記の行為を意図する場合、債権者会議において債権者の同意を得るものとする。
  - (a) 当事者売買によって不動産を売却する。
  - (b) 何らかの手段で、財団の一部を関係者に売却又は移転する。
  - (c) 和解計画の提案、承認又は実施を不可逆的に不可能にする取引を実施する。
- (2) 第(1)項第(a)号及び第(b)号に違反してなされる取引は、管財人の責務の違反とみなされ、管財人に、手続において財団又はいずれかの当事者が負った損害に対して個人的責任を負わせるものとする。

#### 第 26 条

- (1) 倒産処理手続の開始から 30 日以内に、管財人は、誠実に、負担付きの財団の資産に対して債権者が保有する担保権の価値を決定するものとする。管財人の評価は、債務者又はいずれかの債権者によって異議を述べられない限り、その債権者の債権の担保部分の金額の有効な決定であるものとする。
- (2) 場合に応じて、債権者の債権の、第(a)号に基づき決定された価値を超える部分、又は当該資産の売却からの収益金の利用後にも弁済されていない部分は、その倒産処理手続において、無担保債権として弁済を受ける資格を有するものとする。本項は、その債務者以外の人の負債を担保するためにその担保権が債務者によって付与されている場合には、適用されないものとする。
- (3) 第(1)項に基づく評価は、定められた 30 日間の満了前に下記の事項が生じた場合には、必要ではないものとする。
  - (a) 裁判所が、債務者の事業の清算開始を命令した。又は、

- (b) 管財人が、負担付きの資産を売却した、又は関係する債権者にその売却若しくは自身の担保権のその他の形での行使を認め、その売却の収益金を、その債権者の債権の弁済に充てた。

## 第 27 条

- (1) 管財人は、財団の資産に対して担保権を保有している債権者に、定期的に、債権の有担保部分に対して契約上の利率で発生するすべての利子を支払うものとする。ただし、債務者以外の人を債務を保証するために担保権が付与されている場合、債権の有担保部分に発生した利子は、債権者に支払いをすべき第三者が不履行である場合にのみ支払われるものとする。
- (2) 契約上の利率が存在しない場合、利子は、市場で一般に使われている利率で計算されるものとする。
- (3) 少なくとも月に 1 回支払われる第(1)項に基づく利子は、倒産処理手続開始から 30 日経過後にのみ、資産が管財人によって売却され、関係する売却の収益金が債権者の債権の弁済に充てられていない限りで適用されるものとする。

## 第 28 条

- (1) 裁判所は、自然人である債務者、及び債務者の家族が、財団から生活費を提供されるべきか否か、どの程度提供されるべきかを決定することができる。
- (2) 第(1)項に基づく裁判所の決定が下されるまで、管財人は、設立された債権者会議の同意を得て、財団から、自然人である債務者及び債務者の家族に、その生計を維持するのに必要な生活費を提供することができる。

## 第 29 条

- (1) 倒産処理手続の開始から 14 日以内に、債務者は、下記の事項を詳細に記した届出書を裁判所に提出し管財人に提供するものとする。
  - (a) 財団、及び、
  - (b) 債務者に知られているすべての債権者（その名前及び住所を含む）、及び各債権者に負っている債務の簡潔な説明
- (2) 債務者は、管財人又は裁判所によって要求されるとおりに、要求されたときに、その資産及び事業に関する審理に服するものとする。

## 第 2 節 財団の保護及び拡張

## 第 30 条

- (1) 倒産処理手続の開始時に、債務者と相手方当事者の間での契約が、債務者及び相手方当事者によって完全に履行されていなかった場合、管財人は、本条の条件に従って、その契約を継続すると選択することができる。
- (2) 契約を継続すると決定した管財人は、倒産処理手続開始から 30 日以内に、その決定を相手方当事者に、書面で宣言しなければならない。管財人からのかかる書面による宣言が存在しない場合、契約は解除されたとみなされ、相手方当事者は倒産処理手続において、債権者として損害の請求を提出することができる。裁判所は、管財人の書面による申請に応じて、管財人が契約を継続するか否かの決定を宣言しなければならない期間を延長することができる。各延長は 14 日以内であるものとする。
- (3) 契約の相手方当事者も、いかなる時点でも、管財人に書面で、管財人自身が契約によって拘束されると宣言するように要請することができる。相手方当事者の要請から 7 日以内に、契約によって拘束されるとの管財人の書面による宣言がなされない場合、契約は解除されたとみなされ、相手方当事者は、倒産処理手続において、債権者として損害の請求を提出することができる。裁判所は、管財人の書面による申請に応じて、管財人が契約によって拘束されるか否かの決定を宣言しなければならない期間を延長することができる。各延長は 14 日以内であるものとする。
- (4) 個別契約の統合された調停をするための、より大きな枠組合意の一部である、市場又は証券取引所における証券、権利又はその他の同様の財物の売買に関する個別契約の場合、契約を継続するという管財人の選択は、枠組合意全体に含まれるすべての個別契約に関してなされるものとする。管財人は、枠組合意に含まれる個別契約のうちの一つのみを継続すると選択することはできない。
- (5) 相手方当事者への定期的な支払いを必要とする契約を継続すると管財人が選択した場合でも、管財人は、倒産処理手続の開始前になされなかった支払いを実施するようには拘束されないものとする。
- (6) 継続すると管財人が選択した契約から生じるすべての債権は、倒産処理手続の過程において管財人が負った管財費用債権として扱われ、第 57 条に基づき適用される優先順位を与えられるものとする。

### 第 31 条

- (1) 電気・ガス・水道会社は、債務者に対する倒産処理手続の開始、あるいは倒産処理手続の開始前になされたサービスに対して、債務者がかかる会社に対して負っている債務が期限内に支払われなかったことのみを根拠として、管財人又は債務者に対するサービスを終了も改変も中断もしてはならない。
- (2) 第 30 条に従って係属中の契約の継続を選択するという管財人の権利を損なうことなく、電気・ガス・水道会社は、管財人が倒産処理手続の開始後、30 日

以内に、倒産処理手続開始後の最終的な新契約に基づくサービスのために、預託金又はその他の保証という形で、適切な支払保証を提出しなかった場合には、債務者に対するサービスのための新契約の締結を拒絶することができる。

### 第 32 条

裁判所は、管財人による告発に応じて、取引の他方当事者を聴聞した上で、判決によって、以下の取引は無効であると裁決し、第 33 条に基づくかかる宣言の適切な効力を宣告することができる。

- (1) 債務者が負っている債権を回収することを求める債権者の手の届かない所に債務者の資産を置くことによって、債権者を欺く意図をもって債務者が締結した取引
- (2) 債務者が見返りの対価を受け取っていない、倒産処理手続開始前の 3 年間に実施された取引。ただし、債務者の配偶者、又は直系の子孫又は尊属のための通常の取引は除く。
- (3) 債務者の義務の価値が他方当事者の義務の価値を大幅に超えている、倒産処理手続開始前の 1 年間に実施された取引
- (4) 債務者が、期限の来ていない負債を支払い、又は負債に対して新規又は追加の担保を提供し、取引の他方当事者が関係者である、倒産処理手続開始前の 1 年間に実施された取引
- (5) 債務者が、期限の来ていない負債を支払い、又は負債に対して新規又は追加の担保を提供した、倒産処理手続開始前の 6 か月間に実施された取引
- (6) 債務者が、期限の来ていない負債を支払い、又は第 36 条第(5)項において言及されている種類の負債に対して新規の担保を提供したか、若しくは担保権を供与した、倒産処理手続開始前の 1 年間に実施された取引

### 第 33 条

- (1) 第 32 条に基づき取引又は移転が無効である場合、支払われた金額、移転された財産、又は移転された財産の売却による収益金は、回収され、財団に含まれるものとする。
- (2) 無効となった取引の結果として金銭又は財産が回収された人は、その取引のためにその人が与えた対価の返還を受ける権利を有する。返還は、与えた対価が財団の資産の中で区別できる形で存在し続けている限りにおいて、財団の資産から実施されるものとする。また、かかる人は、倒産処理手続において債権者として債権を申し立てる権利を有する。

### 第 34 条

- (1) 法律的作用によって、又は契約を根拠として、債権者が、倒産処理手続の開始日において、手続において債務者に対して負っている義務と自身の債権を相

殺する権利を有していた場合，かかる相殺の権利は，倒産処理手続の開始によつては影響を受けないものとする。

- (2) 財団の反対請求に対する債権者による相殺は，下記の場合には無効であるものとする。
  - (a) 債権者は，倒産処理手続開始後にのみ財団の債務者となった。
  - (b) 債権者は，倒産処理手続開始後に，他の債権者から自身の債権を取得した。
  - (c) 債権者は，本法又は他の法律に基づく異議又は取消しの対象となる取引によつて，相殺の権利を取得した。
  - (d) 債権者の請求は，第 36 条において言及された種類のものである。

### 第 3 節 債権

#### 第 35 条

- (1) 財団は，債務者に対するすべての許容される債権，及び管財費用債権の弁済のために使われるものとする。管財費用債権には，手続の過程における管財人の報酬，手数料及び経費が含まれるものとする。
- (2) 清算の日に満期となっていない債権は，清算の日に満期となったとみなされるものとする。
- (3) 解除条件に服する債権は，その条件が満たされていない限りにおいて，無条件債権として扱われるものとする。

#### 第 36 条

下記の債権は，倒産処理手続においては許容されないものとする。

- (1) 倒産処理手続の開始日以降に債権に発生した利子
- (2) 倒産処理手続に参加したことが理由で債権者が負った費用
- (3) 債務者が支払い義務を負う罰金，過料，及びその他の，刑事上又は行政上の犯罪の付随的な結果
- (4) 債務者が見返りの対価を得られなかった債権
- (5) 直接的又は間接的に債務者の株式資本の 10% 以上を保有する人により債務者になされた貸付の返済を求める債権，又は，かかる人によつて保証されている，若しくは保証させられている貸付の，債務者に対する償還請求権。債務者がパートナーシップである場合，本項の債権は，債務者のすべてのジェネラル・パートナーが会社である場合にのみ適用される。
- (6) 共同債務者又は保証人が債権者の請求を弁済した場合に，彼らが債務者に対してもちうる，償還を求める債権
- (7) 債権届出書の提出に対して定められた期限後に債権届出書が提出された債権

- (8) 債権者と債務者が、倒産処理手続において無効であると合意した債権の従属債権
- (9) 上記の種類債権に対する利子

### 第 37 条

未清算の債権は、倒産処理手続の開始日にリエルで評価された価額で弁済されるものとする。外貨、又はその他の売買単位で表されている債権は、倒産処理手続の開始日において支配的な、カンボジア国立銀行が定めた交換レートを使って、リエルに換算されるものとする。

### 第 38 条

- (1) すべての債権届出書は、定められた期限までに、債権者によって管財人に書面で提出されるものとする。
- (2) 各債権届出書は、以下の情報を含むものとする。
  - (a) 債権の法的性質及び原因
  - (b) 債権が生じた時点
  - (c) 債権の金額
  - (d) 第 57 条に基づく、債権に付随することのある優先権
  - (e) 債務者の資産に対して申し立てられた担保の性質及びランク、並びに申し立てられた担保が存在する資産の詳細
  - (f) 上記の事項を裏付ける文書の写し及びその他の証拠（もしあれば）
- (3) 管財人は、要求される手続を債権者が遵守する上で、債権者を支援するものとする。

### 第 39 条

- (1) 管財人は、第 38 条に従って債権者が提出したすべての債権の詳細を記した債権リストを作成するものとする。債権リストは、債権者会議の開始日から 5 日以内に、裁判所に提出されるものとする。債権リストは、いかなる人も無料で点検できるものとする。
- (2) 債権リストは、第 38 条第(2)項第(a)号から第 38 条第(2)項第(e)号までに基づく情報を、凝縮され標準化された形式で含むものとする。さらに、負担付き資産における担保とされるものの場合、第 26 条に基づき定められる債権の有担保部分の評価。
- (3) 債権リストは、第 6 章の規定に基づき、初回の債権者会議において検証されるものとする。

## 第 5 章 和解計画

## 第1節 立案

### 第40条

和解計画案が、関係する債権者会議日の7日前までに裁判所に提出されるものとする。裁判所に提出される和解計画案は、一般公衆が無料で点検できるものとする。

### 第41条

- (1) 和解計画には計画の実施期間を記すものとし、下記の事項を含む債務者の支払不能状態の解決方法を含めることができる。
  - (a) 債権の取消し又は減額。債務者の事業の株式又は持分との交換を含む。
  - (b) 債権の支払いのスケジュールリング
  - (c) 債務者又は他の人による、債務者の事業又はその一部の継続
  - (d) 負担若しくは留置権付きか否かにかかわらず、財団の資産の売却若しくは処分、又は、資産に対して権利を有する人の間での財団の資産のすべて又はそのいずれかの分配
- (2) 和解計画は、倒産処理手続の過程で管財人が負った費用及び請求である、手続の費用及びその他の管財費用債権の全額の支払いについて定めるものとする。

### 第42条

許容されない債権は、第39条第(3)項に該当する債権を除き、和解計画によって取り消されたとみなされるものとする。

### 第43条

債務者又は管財人による和解計画の作成及び提案において生じた費用は、財団から支払われるべき管財費用債権とみなされるものとする。その他の計画の提案において生じた費用は、その提案を行った当事者の負担とされるものとする。

## 第2節 和解計画の承認

### 第44条

和解計画は、初回の債権者会議、又はその目的で招集されるその後の債権者会議に、債権者による検討及び承認を求めて提出されるものとする。

### 第45条

- (1) 和解計画の承認において、債権者は、下記のクラスに分類され、各クラスにおけるそれぞれの債権の金額に従って、その票を投じるものとする。
  - (a) 有担保債権を保有する債権者
  - (b) 第 57 条第(1)項第(c)号に該当する債権を保有する債権者
  - (c) 第 57 条第(1)項第(d)号に該当する債権を保有する債権者
- (2) 和解計画は、以下のとおりの承認を必要とするものとする。
  - (a) 各クラスの債権者。会議に出席しているすべての債権者の債権の 4 分の 3 以上を保有する各クラスの債権者の賛成票による。又は、
  - (b) 少なくとも 1 つのクラスの債権者。会議に出席しているすべての債権者の債権の 4 分の 3 以上を保有するクラスの債権者の賛成票による。

#### 第 46 条

和解計画に関する投票においては、以下の条件の下で、第 75 条が債権者の議決権に適用されるものとする。

- (1) その債権が和解計画によって損なわれも影響もされない債権者は、議決権を有さないものとする。
- (2) 有担保債権を保有する債権者は、以下の範囲でのみ投票をする権利を有するものとする。
  - (a) 自身の債権の合計金額が、下記のいずれか高額の方を超える範囲
    - ・ 第 26 条に基づき決定される、債権の有担保部分の価値
    - ・ 負担付き資産の売却の収益金の価値
  - (b) 債権者が、負担付き資産における自身の担保権を放棄した場合

#### 第 47 条

- (1) 第 45 条に基づき要求されるとおりに、和解計画が債権者によって承認されてから 7 日以内に、管財人は、裁判所による和解計画の承認を求める申請書を裁判所に提出するものとする。
- (2) 裁判所は、下記の条件が満たされている場合に、和解計画を承認する裁定を下すものとする。
  - (a) 議決が本法の要件に従ってなされている。
  - (b) その和解計画の下では、各クラスのすべての債権者が同等の立場で扱われる。ただし、影響を受ける債権者が書面で、クラスの他のメンバーよりも不利な扱いを受けることに同意している場合を除く。
  - (c) その和解計画の下では、反対した債権者が自身の債権に対して、第 57 条に基づく清算においてなされる分配の下でその債権者が受け取るはずであるものよりも不利ではない支払いを受け取る。
  - (d) その和解計画の下では、いかなる債権者も自身の債権の総額よりも多くを受け取らない。



- (e) その和解計画の下では、自身の債権が和解計画によって影響を受けたクラス  
の債権者が同計画に基づき受け取るべき金額が最終的に支払われるまで、  
いずれの債務者の株主にもパートナーにも、収入、配当又は持分に関する  
いかなる支払いもなされない。
- (f) その和解計画の下では、自身の債権が和解計画によって影響を受けたクラ  
スの債権者が同計画に基づき受け取るべき金額が最終的に支払われるまで、  
自然人である債務者に、又はパートナーシップである債務者のジェネラル・  
パートナーに、裁判所によって命令された生活費よりも多額的生活費は支払  
われない。
- (3) 和解計画が第(2)項に記されている条件のいずれかを満たさない場合、裁判所  
は、財団の清算を開始する裁定を下すものとする。
- (4) 本条に基づく裁判所の裁定は、和解計画の裁判所による承認を求める管財人  
の申請から7日以内に下されるものとする。

#### 第48条

- (1) 和解計画の裁判所による承認は、倒産処理手続が終了し、和解計画の実施期  
間が始まるという効果を持つものとする。その期間は同計画によって定めら  
れ、同計画の裁判所による承認から2年以下であるものとする。
- (2) 裁判所によって承認された和解計画は、すべての債権者を拘束し、第36条  
第(3)項に基づく債権以外の、すべての許容されない債権を抹消するものとし  
る。

#### 第49条

- (1) 和解計画の実施期間中、債務者によって、又は債務者のために発行された、  
債務者の名前が記されている各ビジネス文書は、その債務者に関して和解計画  
が実施中であるという旨の詳細な説明が含まれるものとする。
- (2) 裁判所は、和解計画を承認する際に、又はそれ以降に、和解計画の実施を保  
証する目的で、裁判所が適切であるとみなす条件で、管財人が債務者の行為又  
は債務者の経営者の行為を監督し続けるように命令することができる。本項に  
基づく裁定を下す際に、裁判所は、債務者によって支払われる管財人の報酬金  
額を決定するものとする。

#### 第50条

- (1) 和解計画が、同計画の実施のために定められた期間内に実施されなかった場  
合、債務者に対する裁判所の裁定によって、倒産処理手続が直ちに開始される  
ものとする。
- (2) 倒産処理手続を開始するための第(a)号に基づく申請は、債務者、債権者、検  
察官、又は第49条第(2)項に基づく管財人が行うことができる。

- (3) 第(1)項に基づき開始される倒産処理手続は、直ちに債務者の清算を開始するものとする。清算においては、債権者の債権、権利及び担保権に関する和解計画の転換効果は継続するものとする。

## 第6章 初回の債権者会議

### 第51条

初回の債権者会議は、管財人の支援の下で、裁判官によって招集され議事が進められるものとする。

### 第52条

初回の債権者会議において、管財人は債務者の事業状況及びその原因について報告するものとする。管財人は、債務者の事業全体又はその一部を維持する可能性があるか否か、和解計画の承認及び実施に関していかなる可能性が存在するか、及び債権者への弁済に対してどのような影響が生じるかを説明するものとする。

### 第53条

初回の債権者会議において、

- (1) 債権者は、その会議における管財人の報告に基づき、倒産処理手続の継続に関して決定するものとする。
- (2) 債権者は、債務者が提案した和解計画（もしあれば）に関して議決を行うものとする。
- (3) 債権リストが検証されるものとする。
- (4) 債権者は、倒産処理手続に関する他の事項を決定することができる。

### 第54条

- (1) 管財人の報告を検討した後、債務者によって和解計画が提案されていた場合、債権者は、その和解計画に関して議決を行うものとする。
- (2) いかなる和解計画も債務者によって提案されていない場合、又は債務者の和解計画案が債権者によって承認されなかった場合、債権者は、以下の決定を行うものとする。
  - (a) 債務者、管財人、又はすべての債権の総額の5分の1以上を保有する債権者が和解計画を提案できるように、初回の債権者会議を60日以内の休会にする。又は、
  - (b) 財団の清算を開始する。
- (3) 初回の債権者会議が第(2)項第(a)号に基づき休会になった場合、再招集された会議において、債権者は、提案された和解計画のみについて検討し議決を行う

ものとする。その再招集された会議においていかなる和解計画も承認されなかった場合には、財団の清算が開始されるものとする。

## 第 55 条

- (1) 管財人も債務者も、いずれの債権者も、債権リスト中の債権の有効性、金額、担保状況又はその他の優先権に関して異議を述べることができる。債権は、初回の債権者会議において管財人又は債権者によって異議を述べられなかった場合、その範囲で、倒産処理手続における支払いを認められたとみなされる。
- (2) 管財人又は債権者によって有効性、金額、担保状況又はその他の優先権に関して異議を述べられた債権に関しては、裁判所での判決により債権の決定を求めるのは債権者である。裁判所は、最大限の緊急性をもって、問題について審理するものとする。
- (3) 債権リストは、第(2)項に基づくその後の最終決定に鑑みて必要な変更をした上で管財人によって仕上げられ、裁判所に提出されるものとする。

## 第 7 章 清算及び債権の支払い

### 第 56 条

- (1) 清算の開始時に、倒産処理手続における債権者の債権の支払いに必要な限りにおいて、管財人は、可及的速やかに、財団のすべての非現金資産を換金するものとする。
- (2) 財団の資産の処理においては、管財人は、商業的に合理的な、財団に最大限の現金をもたらす可能性が大きい方法を用いることができる。
- (3) 財団のすべての非現金資産の換金において、管財人によって処分されるすべての資産は、いかなる負担も留置権もないものとする。

### 第 57 条

- (1) 財団の清算からの収益金は、下記の順番で債権の支払いのために使用されるものとする。
  - (a) 従業員の賃金、管財人の報酬及び手数料、事務費、並びに裁判所の費用
  - (b) 有担保債権。第 26 条に基づき決定された、債権の有担保部分の価値と、負担付き資産（担保）の実質的売却からの該当する純収益とのうちの高額の方まで
  - (c) 届出が提出されていない国税
  - (d) すべてのその他の許容される無担保債権

- (2) 第(1)項第(b)号に記載されている債権に関して，同号に記載されている各限度を超える債権の金額は，第(1)項第(d)号に基づく一般的な無担保債権として支払いを受ける資格を有するものとする。
- (3) 第(1)項に記載されているすべての債権の支払いの後に分配されずに残された収益金は，債務者に返却されるものとする。

## 第 58 条

- (1) 売却できない財団の資産を除き，管財人は，清算の開始から 6 か月以内に，財団の清算及び売却による収益金の分配を完了するものとする。裁判所は，管財人による書面での申請に応じて，財団の清算及び売却による収益金の分配のための期間を，6 か月まで延長することができる。
- (2) 十分な現金が財団に用意され次第，資金は，倒産処理手続の債権者間で分配することができる。

## 第 8 章

### 清算後の倒産処理手続の終了

## 第 59 条

管財人は，裁判所に自身の活動に関する報告書を提出するものとする。報告書には，なされた分配及び残された未払いの債権の最終的な計算書が含まれる。報告書は，財団のすべての売却可能な部分の消滅から 30 日以内に提出されるものとする。

## 第 60 条

裁判所は，第 59 条に基づく管財人の報告書の受領から 14 日以内に，最後の債権者会議を招集するものとする。その債権者会議は，なされた分配及び残された未払いの債権の最終的な計算書を採択し，財団の売却できない部分の利用に関して決定するものとする。

## 第 61 条

- (1) 裁判所は，最後の債権者会議後，直ちに，倒産処理手続を終了するとの裁定を下すものとする。
- (2) 倒産処理手続を終了するとの裁判所の裁定は，公報，及びカンボジア王国の日刊紙に発表されるものとする。

## 第 62 条

清算後の倒産処理手続の終了時に，管財人，及び債権者会議のメンバーの責務は，その存在を停止するものとする。債務者は，財団の残りの資産を自由に処分する権利を回復するものとする。

## 第 63 条

債務者が会社である場合，倒産処理手続の終了が，第 57 条に基づく債務者に対するすべての債権の弁済によってもたらされた場合を除き，清算時に倒産処理手続を解除するとの裁判所の裁定が下された時点で，債務者は，解散したとみなされるものとする。

## 第 64 条

- (1) カンボジア王国に居住する自然人又はパートナーシップである負債者に対する倒産処理手続の場合，無分配の資産又は金銭が第 57 条第(3)項に基づき債務者に返却されていない限り，債務者は，清算手続の終了時に，裁判所に，倒産処理手続において支払われなかったすべての許容される債権の免除を申請することができる。かかる裁定とは無関係に，許容されない債権（第 36 条第(3)項において言及された債権を除く）は，倒産処理手続の終了時に免除されたとみなされるものとする。
- (2) すべての債権者及び検察官は，第(1)項に基づく申請の審理に出席し，裁判所に審問される権利を有するものとする。
- (3) 以下の場合，裁判所は，債務者に対する未払いの債権の免除を拒絶するものとする。
  - (a) 債務者が，債務者の事業の倒産状態に関係して，詐欺又は不正が関係する犯罪で有罪判決を受けている。
  - (b) 倒産処理手続開始前の 3 年間に，債務者は，信用を得るため，公的基金から支払いを得るため，又は公的機関への支払いを避けるために，自身の経済状況に関して，故意又は重大な過失により，書面で不正確又は不完全な説明を行っている。
  - (c) 倒産処理手続開始前の 10 年間に，債務者は，他の倒産処理手続において，未払いの債権の免除を認められている。
  - (d) 倒産処理手続開始前の 12 か月に，債務者は，不当な債務を負い，資産を浪費し，又は債務者の経済状況を改善する見込みをもたずに倒産処理手続の開始を遅らせることにより，故意に又は重大な過失により，その債務者の債権者への弁済を損なった。
  - (e) 債務者は，故意に又は重大な過失により，第 9 条に基づく自身の義務を果たさなかった。
  - (f) 倒産処理手続の過程において，債務者は，故意に又は重大な過失により，倒産処理手続において情報を提供し協力をする義務に違反した。
  - (g) 債務者は，故意に又は重大な過失により，第 29 条の遵守において虚偽の，又は不完全な情報を提供した。

- (4) 本条に基づき下される裁定は、第 9 章に基づき債務者に対する倒産処理手続の再開を申請する債権者の能力を損なわないものとする。

## 第 9 章

### 終了した倒産処理手続の清算後の再開

#### 第 65 条

その債権が債権リストに含まれており、全額弁済されなかった債権者は、倒産処理手続の終了から 1 年以内に、裁判所に、倒産処理手続の再開を書面で申請することができる。

#### 第 66 条

- (1) 倒産処理手続は、下記の場合に、適切な範囲で裁判所の裁定によって再開されるものとする。
- (a) 異議を述べられた債権に割り当てられた金額が解除された。又は、
  - (b) 債権者の債権を弁済するために使用でき、その存在が倒産処理手続中には考慮されなかった資産が発見された。
- (2) 倒産処理手続は、第(1)項に記されている資産の金額又は価値が、再開される手続の費用を賄うのに不十分である場合には再開されないものとする。

#### 第 67 条

- (1) 手続を再開するという裁定においては、適切な場合、管財人及び債権者委員会の権利を再設定するものとする。
- (2) 再開される手続は、清算と同様の形で実施され、本法の関係する規定が準用されるものとする。

## 第 10 章

### 管財人及び債権者

#### 第 1 節

#### 管財人

#### 第 68 条

- (1) 自然人のみが、裁判所によって管財人に指名されうる。
- (2) 管財人は、
- (a) 詐欺又は不正が関係する犯罪で、裁判所によって有罪判決を受けていてはならず、
  - (b) 債務者、債権者又は関係者であってはならず、

- (c) 債権者若しくは債務者の配偶者，又は債務者若しくは債権者の親戚であつてはならない。
- (3) 司法大臣は，省令によって，下記の事項を要求することができる。
  - (a) 管財人は，第(2)項に記されていること以外の資格も有していなければならない。又は，
  - (b) すべての管財人は，省令によって定められる免許の要件及び条件に基づき，司法大臣によって免許を受けなければならない。

## 第 69 条

- (1) 管財人は，下記の場合に，裁判所によって解任されるものとする。
  - (a) 管財人が書面で裁判所に，解任されることを要請した。
  - (b) 管財人が第 68 条に記されている必要な資格を保有しなくなった。
  - (c) すべての債権の総額の 51%以上を保有する債権者の要請に応じて，又は
  - (d) 管財人が自身の責務を履行しなかった，又は全体として債権者の利益を損なう形で行動したことが証明された。
- (2) 裁判所は，いかなる時点でも自発的に，(a)項に記されている根拠のいずれかに基づき，管財人を解任することができる。
- (3) 裁判所は，解任された管財人に代わる新たな管財人を指名するものとする。

## 第 70 条

- (1) 管財人は，裁判所の官吏とみなされ，裁判所に対してのみ忠誠の義務を負うものとする。
- (2) 債権者は，管財人に，財団の管理又は倒産処理手続の状況に関する情報を求める要請を，書面ですることができる。管財人は，かかる書面による要請の受領後，可及的速やかにかかる情報を提供するものとする。

## 第 71 条

- (1) 管財人は，同様の状況にいる合理的なビジネスマンが払う注意及び勤勉さをもって行動するものとする。
- (2) 管財人は，要求される注意及び勤勉さの不履行によって引き起こされた損害に対して，手続の当事者に対して責任を負うものとする。

## 第 72 条

- (1) 管財人は，合理的な報酬を支払われ，その責務の履行において負ったすべての合理的な経費を弁済されるものとする。報酬額の算定において考慮されるべき要素には，その責務の履行において管財人が費やす時間，財団の総価値，及び倒産処理手続の範囲と複雑さが含まれるものとする。

- (2) 司法大臣は、債権者の要請に応じて、報酬額を定める省令を発することができる。

## 第 2 節 債権者

### 第 73 条

- (1) 管財人は、倒産処理手続の運営にとって債権者会議が有益であると考える場合に、いかなる時点でも会議を招集することができる。
- (2) 債権者は、管財人に、債権者会議の招集を書面で要請することができる。要請書においては、会議での協議のために提案する事項を記すものとする。
- (3) 管財人は、債権者からの会議招集の要請書の受領から 14 日以内に、債権者会議を招集するものとする。
- (4) すべての債権者会議では、管財人又は裁判所の判事が議長を務めるものとする。
- (5) 本条は、初回の債権者会議には適用されないものとする。

### 第 74 条

- (1) 管財人は、すべての債権者に、下記の内容について、すべての知られている債権者に通知書を送付し、カンボジア王国の主要日刊紙 2 紙に広告を出すことによって、債権者会議の招集を通知するものとする。
  - (a) 会議の日時
  - (b) 会議が開催される場所
  - (c) 会議での協議のために提案される事項
- (2) すべての債権者は、債権者会議の招集の事前通知を、少なくとも 7 日前までに受け取るものとする。
- (3) 本条の要件を遵守しなかった場合には、関係する債権者会議においてなされた決定はすべて、無効とされるものとする。
- (4) 本条は、初回の債権者会議には適用されないものとする。

### 第 75 条

- (1) 債権者会議においては、すべての決定は、会議に出席し投票した債権者の債権の総額の過半数を保有する債権者の賛成票によって成立するものとする。
- (2) その債権が管財人又は他の債権者によって争われていない債権者のみが債権者会議で投票するものとする。争われている債権を保有する債権者は、管財人又は会議で議決権を有する債権者によって認められる範囲でのみ投票することができる。いずれかの債権者の会議における議決権に関して当事者間で合意ができない場合、管財人が問題の決定を求めて裁判所に書面で申請するものと



し、債権者会議は、裁判所による問題の決定から 7 日後まで延期されるものとする。

- (3) 第(2)項にもかかわらず、許容されない債権を保有する債権者は、議決権を有さないものとする。
- (4) 債権者は、自身が、あるいは代理人を通して会議に出席し該当する投票を投じることができる。

## 第 76 条

債権者会議は、下記の事項を含む倒産処理手続に関するいかなる事項に関しても、検討し決定することができる。

- (1) 倒産処理手続の状況についての管財人からの報告の取得と検討
- (2) 管財人も含めての和解計画の作成
- (3) 和解計画の承認
- (4) 債務者の営業の終了及び財団の清算の実施を求めて裁判所に申請をするとの決定
- (5) 管財人の解任及び交代
- (6) 管財人の報酬金額に関する司法長官への提案
- (7) 債権者委員会の任命
- (8) 債権者委員会からの勧告

## 第 77 条

債権者会議においてなされる決定は、会議に欠席した債権者を含むすべての債権者を拘束するものとする。

## 第 78 条

- (1) 債権者は、債権者会議において、有担保債権者及び無担保債権者の代表から選ばれる、3 人以上 9 人以下の委員から構成される債権者委員会を指名することができる。
- (2) 債権者委員会の設立及び運営において債権者が負った費用は、すべて、倒産処理手続の過程において管財人が負った債権として扱われ、第 57 条に基づき、それとして弁済されるものとする。

## 第 79 条

- (1) 債権者委員会は、債権者全体の利益を代表するものとする。
- (2) 債権者委員会は、債務者に対するすべての債権の総額の過半数を保有する債権者によってなされた決定によって自身にゆだねられた責務を履行するものとする。管財人によって要請された場合、債権者委員会は、財団の管理において管財人を補佐することもできる。

- (3) 債権者委員会の要請に応じて、管財人は、債権者委員会に、債務者の帳簿及び口座の点検を認めるものとする。

## 第 11 章 文書の送達

### 第 80 条

- (1) パートナーシップ又は会社への倒産処理手続に関する文書の送達は、そのパートナーシップ又は会社の登録事業場所にその文書を 1 部届けることによって達成されるものとする。
- (2) カンボジア王国内に居住する自然人への倒産処理手続に関する文書の送達は、カンボジア王国内のその人の恒久的居住地にその文書を 1 部届けることによって達成されるものとする。
- (3) 外国の法律に基づき設立された法人、又はカンボジア王国外に居住する自然人への倒産処理手続に関する文書の送達は、カンボジア王国内の主要な新聞 1 紙、及びその人が設立された又は居住している国の主要な新聞 1 紙にその文書の通知を公表することによって達成されるものとする。
- (4) 裁判所は、当該事件の特定の状況においてそれが、より適切な方法であると考えらるならば、関係者の申請に応じて、本法に基づく文書の送達を、第(1)項から第(3)項に記されているものとは異なる方法で達成するように命令することができる。

## 第 12 章 罰金

### 第 81 条

倒産処理手続における違反は、有効な刑法の規定に従って罰せられるものとする。

## 第 13 章 移行規定

### 第 82 条

- (1) カンボジア王国において商事裁判所は設置されていないが、カンボジア王国の普通裁判所が、本法に記されているすべての倒産事件に対して裁判権を有するものとする。
- (2) カンボジア王国において商事裁判所が設置された際には、普通裁判所は、破産事件に対するすべての裁判権を商事裁判所に移転するものとする。

## 第14章 最終条項

### 第83条

本法に反するすべての規定は，無効とみなされるものとする。

### 第84条

本法は，緊急のものであることを宣言する。

2007年12月17日公布